

# 江戸時代の庶民の家出と伊勢参り

鎌 田 道 隆

## (一) たくさんの家出事件

江戸時代、都市下層民たちの家出事件が頻発していた。ところは京都、時代は江戸中期、京都町奉行所の下級役人たちが交代で記した『番日記』<sup>1)</sup>(『古久保家文書』)に市民が届け出た諸事件が具体的に書き留められている。たまたま日記が残っている江戸時代半ばの正徳元年(一七二一)の七月から翌年六月までの一年間を、統計的な数値に置き換えてみると、およそ記載件数は七九〇、そのうちもっとも多いのが、家出に関するもので三三四、次が京都町奉行管轄の市民と他地域の住民との裁判に関するもので九一、以下自殺等かと思われる事件六七、小規模な火災に関するもの五二などで、捨て子その他は三〇件以下となっている

(別表参照)。

家出事件は、記録された諸事件の四二%を超えている。つきにこの多発している家出事件の事例を見てみよう。届け書の文面になるべく忠実に従いながら、解説を加えて、具体的に数例を紹介してみる。

正徳元年七月五日、奉行所に届けてきたのは、京都室町通竹屋町上ル町伊勢屋治兵衛の手代八郎兵衛と源兵衛のふたりで、傍輩の孫兵衛という二二〜二三歳になる奉公人が家出をした。<sup>2)</sup>こうした奉公人の家出のお届けは、本来は雇用主である伊勢屋治兵衛が届け出るべきであるが、主人治兵衛は商用で江戸へ出かけて留守なので、手代二人が連名で届け出たという。孫兵衛は七月二日の晩に出かけたまま帰ってこないのので、孫兵衛の荷物などを調べたところ、書

京都町奉行所（番日記）届出の諸事件（正徳元年7月～正徳2年6月）

	元年												計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
家出	51	32	27	17	17	13	24	25	36	25	34	33	334
訴訟	12	12	5	6	5	1	7	6	8	17	11	1	91
自殺	9	1	2	6	9	1	6	1	4	8	7	13	67
火事	2	4	3	1	2	9	4	8	11	3	2	3	52
捨子	4	2			3	3	1	5	6		1	5	30
落し物	1	5	2	5	2	2			5			1	23
宿替	3	2	1	4	1			1	2	2	4	2	22
盗人	2	1	2	4	4	1		3	2				19
梵鐘		2	1	1	2	1	1	2	2	1	2	3	18
張札		1		1				10	4	1		1	18
転切死丹	1	2				1		1	3	2	5	1	16
乱記	3	2			1	1			2		1	1	11
その他	16	5	12	6	6	4	2	5	5	13	8	8	90
計	104	71	55	51	52	37	45	67	90	72	75	72	791

置き一通が出てきた。そこで親元や身元引請け人のところなどへも連絡して、方々を探しまわったが行方不明ということなので、奉行所へ届け出たという次第。この届けを受けて奉行所では、取次役の棚橋源左衛門に一件を聞いてもらい、棚橋様からはもしまたあたらしい事情が判明したら、再び届け出るようにとの指示があった。以上が届け書の概要である。

同じ七月五日にあった家出事件も紹介しておこう。京都四条小橋西詰めの真町に住む亀屋七兵衛という人の届けである。<sup>3)</sup>七兵衛の下人である三太郎という一四歳になる少年が家出をして行方不明となった。三太郎は奈良の三条通角振町の伊勢屋安右衛門の子供で、亀屋七兵衛家に奉公にきていた。亀屋では先月の六月二十七日昼時分、三太郎を近所へ使いに出したのだが、どこにいつてしまったのか帰ってこなかった。あちこち心当たりのところを探し回ったが、居所が判明しない。おそらく奈良の親元のところまで使いを出して尋ねたのかもしれない。行方不明だということが確認されたので、この日奉行所への届けが出された。

前述の孫兵衛の場合は、書置きがあったけれども、それでも方々を尋ねまわって書置きどおりに家出してどこにも

いないというのを確認し、三日目に届け出ている。三太郎少年の場合は、一四歳の子供である。書置きはない。とりわけ一四歳というのは江戸時代の家出事件としては例外的なほどの低年齢。ほかにもう一件一三歳の少年の例があるが、これはあとで具体的に紹介する。普通の家出では年齢の判明するものをみると、一〇代の後半から二〇代、三〇代がほとんどである。三太郎の場合、自分の意思による家出か、かどわかされたのか、事情は不明である。しかし迷子になる年齢ではないし、「うろたえ者」といわれる非健常者という訳でもない。結局三太郎は家出として七日目に届けが出されている。

いくつかの家出の実態を見ながら、江戸時代に多発した家出事件の背後をのぞいて、当代の社会が抱えていた問題を解明するのが本稿の課題である。

## (二) 働き盛りだが貧しい人々の家出

正徳二年正月七日の事例から紹介する。京都上立売通小川西入ル御三軒町の大工甚三郎<sup>1</sup>、二六歳は、禁裏様御大工を勤め、また近衛様へも出入りする大工であるが、父の代か

らの拝借金と買い掛りの借金に困っていた。その甚三郎が、妻、母、伯母、弟と弟子三人の合計七人を残し、年の暮れの晦日に大坂久宝寺辺に住む従弟伝四郎方を頼り、年越しの金策に出かけると言い家を出た。ところが正月三日になっても帰宅しないので、弟子たちが大坂へ探しに出かけた。弟子たちは従弟伝四郎の家がわからず帰ってきた。そこで改めてほかの者を大坂へ尋ねに出したが、これらの者も六日になっても帰ってこない。このままではお届けがあまりにも遅くなるので、これまでの事情を奉行所へ届け出た。奉行所では大坂へ行つた者が帰ってきたらまた届け出るようにとの指示を出した。

甚三郎の家出届けのあった正月七日には、もう一件家出の届けが書きとめられている。高倉通二条下ル町の鎔屋五兵衛という鍛冶職を営む者からの届け出<sup>5</sup>。息子で二六歳になる勤兵衛が、去年一月二十九日に掛け銀を集めに行ったまま帰って来ていない。家の中を調べてみると、金一両と銀十九匁を持ち出していることが判明したので、方々を探し回った。しかしやはり結局行方不明だということで、奉行所へ届け出たという。

正月八日にも二件の家出事件が記録されている。一件は、

梨木通今出川下ル町大工三郎右衛門の後家しゅんからの届けである。<sup>6</sup>私の倅の三八歳になる七右衛門というものが、先月(去年一月)晦日に「不斗罷り出帰り不申」、方々尋ねて廻ったけれども、行方不明だということで、届け出たという。もう一件は、木屋町筋二条下ル式丁目鱗形屋久右衛門からの届けである。<sup>7</sup>記録によると、鱗形屋の下人で源兵衛という二八歳になる者が家出をした。源兵衛は去年九月から半期奉公の約束で召し抱えており、去年の極月晦日の晩に掛け銀の集金に出したのだけれども、それっきり帰ってこない。そこで身元請け人方にも連絡し、方々尋ねた。この源兵衛は常々参宮などしてみたいと申ししていたので、もしや伊勢に行ったのではないかと往復の日数を数えて待ってみたが、いまだに行方不明ということで届け出た。奉行所からは、もしなにか変わったことがあったら、また届けるようにとの指示があったという。

ここに示した事例はいずれも年齢がわかっている。大工甚三郎と鍛冶職の息子勘兵衛はともに二六歳、鱗形屋の下人源兵衛は二八歳、大工の息子の七右衛門は三八歳、前節であげた伊勢屋の奉公人孫兵衛は二二〜二三歳。例外として一四歳の三太郎を除くと、二〇代から三〇代の働き盛り

の人達である。そして奉公人や下人という社会的に下層の身分、または主家の息子だが奉公人か下人と同じように集金や使い働きのする者。大工甚三郎は棟梁ではあるものの、年越しのお金の無心に廻らなければならない経営状態の零細な大工である。働き盛りの年齢ではあるが、経済的には恵まれていない都市下層民たちが家出をしていると言えそうである。

### (三) 女性たちの家出

女性の家出も、男よりは少ないものの『番日記』では確認することができる。正徳元年九月朔日に、京都内野五番町の浪屋喜兵衛借家津国屋八郎兵衛という者から、自分の妻の家出の届けが出ている。<sup>8</sup>妻のかん二六歳が八月二三日の夜家出をして帰ってこないのので、綾小路烏丸西入ルに住むかんの兄伝九郎にも知らせて方々探したが、行方知れずなので奉行所へ届け出た。ところがこのかんについては、九月二四日になって改めての届けがでている。それによるとかんは近江国長浜の親類方にいることが分かり、二四日夜前に帰宅してきたという。この改めての届けでも、かん

の家出の理由や帰宅の事情は説明されていない。

かんの二度目の届け出の二日前にも、女房の家出事件が届けられている。すなわち二二日の届けである。川原町通三条下ル式町目山崎町南組塩屋権九郎の借屋に住む働人仁左衛門という者からの届け出で、私の女房しちという二七歳が、九月一九日の暮れ方から出かけて帰ってこない。探してみただけで今日まで行方が知れないと奉行所へ届けたという。

これらの結婚している女性の家出は、夫婦間のトラブルかどうかかわからないが、借家人夫婦だと考えれば経済的な貧しさも一因かもしれない。しかしここでは家出の書式に従って届けが出されているのに注目したい。独身女性の家出事件と全く同じ扱いなのである。

正徳元年七月一七日の届けには、油小路通松原上ル近江屋助左衛門からの弟子奉公人りんという女性の家出一件が記されている。<sup>11</sup>近江屋助左衛門は木綿嶋織の仕事をしており、りんを木綿嶋織りの弟子として働かせていた。りんは二八歳になっていた。そのりんが二ヶ月近く前の五月二二日に「抜参宮」したいと助左衛門の許可なく家出をした。日数を数えて帰ってくるのを待っていたが、帰って来ない

ので六月五日に奉行所へ家出の届けを出しておいた。ところが、そのりんは西国巡礼にをかけており、路銀を使い果たして方々でうろたえていたが、七月一三日になつてりんの身元請け人である綾小路通西洞院東へ入ル町和泉屋又左衛門方へ戻ってきたとの連絡があった。近江屋助左衛門にすれば、りんの行状は不届きな仕方であるので、雇用契約を破棄しているものの、りんの在り所が判明したので、奉行所へ届け出たという。「参宮」なのか「西国巡礼」なのか、りんの思いがどこにあったかで、その家出の意味も違つてこようし、雇用主の判断も異なつていたかもしれない。

もう一件女性の家出を紹介しておこう。正徳二年一月一日、西陣榎町梅鉢屋源左衛門という絹織商売人からの届けによると、今年二二歳になる女性よしを、六年以前から中年季の約束で抱え置いた。よしは、出水通半町下ル日暮通西へ入ル町の桔梗屋六右衛門後家なつの娘で、下立売通知恵光院西へ入ル町の竹かわや吉右衛門を身元請け人としていた。このよしは、一月七日朝に「自分之衣類共悉く盗み出し」帰つてこなかった。そこで親や請け人方など連絡し探したが、行方不明だということになり、一三日に奉行所へ届けた。<sup>12</sup>ところが、一三日夜に母親なつ方へよしが帰つ

て来たという。よしが帰宅したこと、話し合いの結果よしは約束の年季のとおりに勤めることにした旨を翌日一四日になって奉行所に届け出たところ、奉行所では、奉公人を取り戻したのであるから、あとは雇い主の勝手次第との仰せを受けたという。

わずかな例しかみていないが、江戸時代の女性たちの家出でも、経済的な貧しさや生活環境の貧困がその底流にあるといえる。そうした生活破壊の原因に女性差別があるのかも知れないが、家出事件の届け書からは、下層民たちの生活苦の方が見えて来そうである。その意味では、男性・女性の差異はない。むしろ生活苦の家出が、場合によっては犯罪的な家出とも繋がりがやすかったと言えるかもしれない。

#### (四) 犯罪的な？家出事件

前節で見た木綿嶋織り弟子のりんは参宮がしたいと雇い主の許可を得ずに家出して、二ヶ月近く西国巡礼の旅へ出て、路頭に迷ったあげく解雇された。また年季奉公人よしの家出では、奉行所に届け出た雇い主は、「自分之衣類悉

く盗み出し」と犯罪行為かのような表現をしている。こうした雇い主側の無断家出に対する犯罪的だとする評価もあつたが、次のような事例もある。

正徳二年二月朔日、錦小路通油小路東入ル町の常閑という人の借家に住むふしみや八右衛門からの届け出<sup>14</sup>。ふしみやは紺屋職をしており、喜平次二三歳を昨年七月から雇っていたが、先月二五日ふしみや八右衛門の留守中に、諸家から預かつていた誂え染め地の羽二重一反と半襟の切れ、常州絹一反を持ち出して行衛不明となつた。喜平次の紹介者である口合人喜七と喜平次の兄勘兵衛などに知らせ、方々探し回つたが見つからず、奉行所へ届け出た。この喜平次が二月四日になって帰つて来た。喜平次の話では、抜け参宮に行つてきたということであり、盗み出した誂え生地などは不足なく返してきた。二月五日に喜平次帰宅の旨を奉行所に届けると、喜平次に暇を出すか、続けて雇用するかは、雇い主の判断しだいだと伝えられたという。物質的な被害ではなかったものの、喜平次の行為は盗みだと認識する観念があつたからなのである。通常では抜け参宮によつて罰せられることはないのに、雇用契約の破棄も可とするとの判断が下されている。ふしみや八右衛門が喜平

次に暇を出したかどうかは、これらの届け書からは不明である。

金額からすれば、あきらかな犯罪的窃盗だと判定されるであろう事件と家出との微妙な出来事も起こっている。正徳元年七月一日の『番日記』による。猪熊通綾小路下町いつみや平兵衛からの届けによると、平兵衛の弟で忠兵衛という三二歳になる男が平兵衛家に同居していたが、七月一日の暮れ方出かけたまま帰ってこなかった。いろいろ調べたところ、金子一〇両を持ち出していた。結局行方不明ということになり、奉行所へ届け出たら、奉行所では事情は聞き届けたので、なにか変わったことがあれば、また届け出るように指示されている。忠兵衛の家出事件届けから三日たった二一日の記事によると、金一五両余りの大金の事件も家出事件として届けが出されている。御池通鳥丸東へ入ル町大塚屋三左衛門の手代安右衛門三〇歳が、七月一三日に家出をして行方不明となった。方々探し回っていたが、翌日一四日に書置きが在るのを発見した。それによると伊勢国山田にいる安右衛門の母が病氣となり、書置きして家出をしたという。この安右衛門は前々から「不勤定」のことなどあったが、この度は金一五両余りも「取込

しての伊勢下りらしいが、重ねて方々尋ねてみたが、やはり行方不明なので奉行所へ届け出た。奉行所では書置きの写しを書きとめられたという。ここでも金子の窃盗事件というよりは、家出事件としての対応となっている。

金銭や物品の窃盗行為よりもなお犯罪的ではないかという家出事件を紹介してみよう。正徳元年七月四日および七月一日の『番日記』の記事から概要を記すと、六月二二日に浄福寺通本誓願寺上ル町の桔梗屋甚兵衛借屋に住むよりいと屋善兵衛という者が二歳になる女の子を残したまま家出をしたので、二四日に奉行所へ届け出た。そこで、奉行所からは家財道具を改めて置くように命じられ、また女の子はよりいと屋善兵衛の借屋請け人である木屋仁兵衛の所にちようど乳の出る者がいるのでそこで引き受けさせるが、請け人任せにせず、家主や町内会の者たちもしっかり面倒を見るようにとの指示を受けた。ところがこの二歳になる女の子はかねてから病弱であったが症状が悪化したので、浄福寺通五辻上ル町の宇佐見栄庵という医者頼み薬を与え養生させていたが、病状がさらによくなくいつ相果てるかもしれないと心配になって、七月四日奉行所へ報告の届けを出したら、油断なく看病せよと命じられた。町

内では療治を続けていたが、一七日夜前から急に病状が悪化、一八日朝に亡くなってしまった。同日このことを奉行所に届けると、病気だという届けも出ていたし、病死には間違いはないだろうが、この間病気の子供を養子に出したいなどの願い出などしたのは不届きであること、また今朝死んだというのに届けの時刻が延引しているのはけしからんと、当番役人の塩津又左衛門から叱責された<sup>19</sup>という。よりいと屋善兵衛にどのような事情があったかはわからないものの、病弱な幼い娘をひとり残して家出して姿をくらましてしまった。こうした家出こそもつとも犯罪的な家出事件と言えないだろうか。

### (五) 届け出に対する奉行所の対応

家出人の届け書の記載がほぼ定型化していることを見ると、京都町奉行所からの要請というか、指示を受けて、町民側からの家出の届けは出されたものと考えられる。届け書には、まず届け出人の住所と家出人との関係が記される。そして家出人の名前や年齢（理由は判然としないもの）の記載のない場合もしばしばある）、家出時の日時や状況など

が書かれている。何月何日のいつ頃、集金に行かせたとか、使いに出したとか、本人が寺詣りに出かけたとか、状況がわかっただけならば先ずそのことを書く。黙ってすつといわなくなったとかの場合は「ふと」とか「はからず」の言葉を冠して「罷り出帰り申さず」のように書く。書置きがあったり、金品・衣類などの持ち出しのことがあれば、そのことも書く。

その次が大事な点だと思われるが、家出したものが立ち寄りそうな所を必ずあちこち探してみ、どこにもいないことを確認し、行方不明だとの結論に達したことを書く。この文言があることは、家出した者がいても、方々探し回って家出人を発見した場合には、家出の届けは提出されない、すなわち奉行所へは届ける必要がないということになる。もう少し言葉をそえれば、何処かへ行つたと想像される場合には、しばらく様子をみたり、帰宅が予想される日にかけて家出の届けを出さずに待つてみる、もしくはいつかは帰ってくるだろうと、届けを奉行所に出さないままに過ぎ去ってしまうということもあつたのではないかと考えられるのである。

こうした届けが奉行所の町代部屋に提出されると、当番

町代から当番の同心または与力へ言上される。<sup>20)</sup>奉行所では家出人の搜索などはいっさい行わない。ただ聞き置くだけである。家出は本人の意思で家出したのであり、搜索や保護などはしない。奉行所が庶民の動向で搜索や保護に乗り出すのは、捨て子や迷子<sup>21)</sup>、または「うろたえ者」とされる精神的障害者の場合である。原則的に捨て子は歩けない赤ちゃん、迷子は歩けるが自分の意思で家を出たわけではないものである。迷子の場合は家出ではないし、地域住民からの保護したとの届けを受けて、町触れによって親探しが布告されることもある。勿論迷子とされるものでも、実態は捨て子という場合もある。「うろたえ者」はいわゆる「ボケ」症状のもので必ずしも老人にかぎらず若者の場合もあるが、家族か近親者がかねがねそうした症状があったという届け出を出すことが、搜索・保護令発令の前提となる。家出に関して、奉行所が特別な指示を出すことが希にある。正徳元年七月八日の記録によると、樵木町三条上ル大坂町の「転切死丹」浄味の養子になっている浄心という二三歳になっているものが、七月一日に家出をして行方不明となったという届けを七月四日に奉行所に提出した。<sup>22)</sup>これを受けた奉行所では三〇日切の日切り探索を厳命した。こ

れは江戸幕府のキリシタン類族調査の厳しい掟に基づいた処置で、キリシタン類族の居住地把握をゆるがす事態だったからである。懸命の搜索によって、実父の人形屋七兵衛が京都山科のあたりで浄心を発見、連れ帰って話を聞いてみると修行の為に伊勢参宮してきたとのことで、七月八日奉行所に届け出ると、<sup>23)</sup>早速に探し出したのは良かったが、浄心の行状は親や町内会への届けもなく他宿したのは不届きであるとお叱りをうけたという。

キリシタン類族の監視の問題は特別であるが、ほかにも家出事件に関して、奉行所側が指示を与えている場合がある。正徳元年七月一日の明け六ツ頃五条坊門通新町西へ入ル菅大臣町の町用人彦兵衛五四歳が家出していなくなるという事件があった。<sup>24)</sup>奉行所には七月六日に菅大臣町の町年寄と町の者共が届け出た。届けによると、彦兵衛は京都岩倉谷高野村の百姓甚兵衛の倅で慥かなる者なので、五条下諏訪の町の枡屋惣左衛門と三条通寺町東へ入ル石橋町の三原や喜兵衛の両名を身元請け人として、二六年以前に菅大臣町で召し抱え、町会所に置いて町扶持の給与と平常は髪結い渡世をさせていたという。その彦兵衛が一日の朝ふつといなくなってしまうたので、みんなで方々探したが行方

不明だと町年寄らが奉行所へ届け出たのである。奉行所では棚橋源左衛門というお役人が、届けの趣旨は聞き届けたが、彦兵衛の諸道具を改めておくようにとの指示を与えた。

また七月九日の『番日記』の記載にも同じ指示が見える。醒井通五条上ル町のいわた屋法寿の借屋に住む大工太郎兵衛五〇歳が、七月四日昼四ツ時分に買い物に行つてくると出かけたまま帰つて来なかった。町内では親元や借屋請け人の堀川通松原下ル町の大工七右衛門へも連絡をとつて探したが行方は分からなかった。奉行所へ届け出ると、担当の役人棚橋源左衛門から、諸道具改めをするようにと仰せ渡されたという。

ここで紹介した町用人彦兵衛や大工太郎兵衛の家出は、年齢も五〇代で一家の主であることから、いわゆる家出というよりも、「欠落」と奉行所側では判断して、諸道具改めの指示を出したのではないかと考えられる。「欠落」の場合には家財・諸道具は奉行所に没収され、競売・処分されることになる。

庶民の家出事件に対して、法令違反や欠落などの取締りの事犯とも関連することもあるので届け出はさせているものの、家出そのものについては奉行所は干渉していない、

「聞き置く」の態度をここでもとっていたといえる。であるから、庶民の側も奉行所への届け出には消極的であり、届けの結果に何も期待できなかったから、届けを出さないことも少なくなかっただろう。家出に関しては、近親者や関係者が自ら搜索をして、一件落着までこぎ着けていた。こうした庶民なりの落着のさせ方も興味あるところである。

### (六) 家出人たちのその後

『古久保文書』の『番日記』は京都町奉行所の記録であるが、市民から届け出のあったさまざまな事件を、届け書風に記している。ここでは家出に関する記録を追っているのだが、単に届け出るだけとはいえず、一回きりではなく、もし家出についての後日情報があれば、何度でも届け出るかたちをとっている。すでに家出人たちのその後の情報を、これまでも若干紹介してきたが、もう少し「その後」をみてみることにしよう。

正徳二年三月六日付けの記事によると、油小路通松原上ル町大坂や庄右衛門の借屋に住む紺屋長左工門の倅市兵衛

が、二月二八日の昼に家出をしていなくなった。<sup>26</sup> もしや伊勢参宮ではないかと日数を数えて待ってみたが帰ってこなかったので、三月四日に奉行所へ家出の届け出を出した。ところが、最初の届けを出した三月四日の夜半になって京都上鳥羽の野中にて発見され、親類たちが連れ帰ってきた。そこで本人に様子を尋ねてみたが、「正気」なく「うろたえ」ていたという。ともかく市兵衛が戻ってきたとの届けをこの日奉行所へ届け出た。この事例の場合、市兵衛は家出したあとで気が変になったのか、精神的におかしくなつて家出したのか、記事内容からは判然としない。家人もその辺りは確認できていないようであるが、家出のあとに正気でなくなったとの書き方に見える。

似たような事例。同じく正徳二年一月三日、烏丸通二条下ル町近江や利兵衛の下男久七が家出をした。<sup>27</sup> 方々尋ねたが行方不明なので、一六日に奉行所へ家出の届けをだした。ところが一六日の夜「何方より共なく」ひょっこり帰つて来たので、様子を聞いてみたが「気分も正敷見へ申さずにより」、当分身元引請け人の方へ預かってもらう処置をしたと、一七日に届け出ている。<sup>28</sup> ともかく家出と病気が繋がっていることもあったのである。家出のその後が、精神

や体調の不良と関わりやすいことを示唆していると見ておこう。

家出をした者たちは、精神的負い目もちながら、何処へ行ったのだろうか。一人旅を続けたのだろうか。家出後の様子がわかる事例をもうすこし追いかけてみよう。

正徳二年三月一五日の記事。京都二条川東新地讚州寺町津国や平左衛門の借屋十一屋喜兵衛からの届け出。<sup>29</sup> 喜兵衛の息子で伝十郎一三歳が三月一日に突然いなくなった。「不思議」なことだと思いつながら、かねがね伊勢参宮をしたとも言っていたのでその日数を待ってもいたところ、三月八日に伝十郎と途中道連れになった者が立ち寄つてくれ、東海道坂下宿まで同道していたのに見失ってしまった。しかし今日明日中くらいには帰宅するのではないかと情報を伝えてくれた。それでも倅伝十郎は帰ってこないのので、改めてあちこち探したがやはり行方がわからないということ、そして家出の届け出が大変遅くなったというお詫びを、この日奉行所へ「口上書」をもって届けている。伝十郎が伊勢参宮をして、道連れになった人と坂下宿まで旅をしてきたことは判明した。

本稿の「働き盛りだが貧しい人々の家出」の最初に紹介

した大工甚三郎の場合は、年末に年越しのお金の無心に大坂へ行くと言って出かけたが、大坂の親類の所へは行っていないということが判明していた。実は甚三郎は、大坂へは行かずに伊勢参りに行っていたのである。正徳二年一月一〇日の届けによると、甚三郎は以前から面識があったのか、梨木町通今出川下ル町の大工三郎左衛門の息子七エ門三八歳と一緒に伊勢参宮して、昨夜帰宅したという。<sup>31</sup>果たして、一〇日には大工三郎左衛門の倅七エ門が大工甚三郎と同道して伊勢参宮し、昨夜帰宅したという届けも奉行所へ出されていた。<sup>32</sup>甚三郎の家出は、最初からの計画的なものではなかったと思われるが、大坂への金策も気が重いところへ、七エ門と出合つて伊勢参宮へと足を向けたということであろう。ちよつとした切っ掛けで、予定外の家出をした例ともいえるか。

書置きを残しての家出の例もあるが、書置きにどのような事情や気持ちを書かれていたかは、『番日記』の記事からでは伺えない。はっきりした目的または動機の家出もあつたことは間違いないだろう。正徳元年八月四日の届けによると、東洞院通仏光寺下ル高橋町松之や源七の借家人丹波や善五郎の倅半兵衛二四歳が、先月の二九日に身を立

てる稼ぎのために江戸へ下るといふ書置きをして家出したという。<sup>33</sup>この事例は家出後の様子はわからないが、江戸へ出て稼ぐという夢か希望を意思表示したもので、一八世紀初頭の庶民の都市観も垣間見え、江戸を目指した家出が在ったことも示している。

正徳元年七月二七日付けの届けによると、新町通上立売上ル町安楽小路町角屋利左衛門の借屋近江屋七左衛門の倅亀之助一六歳は、一昨年三月四日に家出をしていなかった。<sup>35</sup>同年三月八日に奉行所へ届けを出していたが、江戸へ下つて生活していたと今年七月二二日ひょっこり帰宅してきたという。同じく正徳元年の八月二一日の記事から、五条徳万町菊屋平兵衛の借屋きの国や五兵衛の息子源兵衛二一歳が、昨年の九月一八日に家出して帰つて来ないので、一〇月二日に奉行所へ届け出た。<sup>37</sup>以来行方不明であつたが、親類の源左衛門が江戸へ商いに出かけた折、江戸で奉公している源兵衛を見つけ出した。そして源兵衛が二〇日に帰宅してきた。問いただしてみると、京都で銀子を少々使つたことを親から意見されたので家出をしてしまったこと、江戸で「身上持<sup>かぎ</sup>」をして親元に詫びをしたいと考えていたが、この機会に京都へ戻ってきたとのことであつた。

江戸ではないが、仕事をもとめて家出した事例。正徳二年一月一九日の記事で、五条徳万町松や仁兵衛借家の後家かつからの届け出<sup>38</sup>。かつの倅理兵衛という二六歳になる者が、昨年の七月五日に家出をして、七月一〇日に家出の届けを出した<sup>39</sup>。以来行方不明であったが、この理兵衛から松坂へ下って「同職之方ニ拵居候由」という連絡があった。理兵衛については「何之出入」もないが、理兵衛の所在が分かったので、この日の奉行所への届けになったとの記録となっている。

### (七) 家出と伊勢参宮

庶民たちの家出の動機はさまざまである。江戸に出て一旗あげたい、変わった場所で働きたい、やり直したい、日常生活に不満がある、いまの生活環境から一度抜け出したい。こんな思いが個人的にはいろいろと交錯し、どこかで家出に踏み切ったといえようか。それにしても、江戸時代中期の都市庶民の「家出」が頻発していることの背景には、個人的動機の諸相とは別に、歴史学は考察を加えないとわからないだろう。そこで注目したいのが家出の届けに出てく

る「伊勢参宮」である。

本稿でこれまでとりあげてきた事例のうち、鱗形屋の下人源兵衛二八歳、近江屋助左衛門の木綿嶋織り弟子りん二八歳、紺屋職ふしみや八右衛門の雇人喜平次二三歳、キリシタン類族関係の浄心二三歳、紺屋長左衛門の倅市兵衛、十一屋喜兵衛の息子伝十郎一三歳、貧しい大工甚三郎二六歳、大工三郎左衛門の倅七エ門三八歳などの家出では、動機として、また結果として、「伊勢参宮」「抜け参り」の文字がみえている。この七例だけに限らず、家出の届け書のなかには、かなりの頻度で伊勢参りがかねがね希望していたとか、実際に伊勢参りに行ってきたとかの説明が添えられていることが多い。

しかも家出人本人の意思や行動だけではなく、残された家人たちの動きとしても、伊勢までの往復の日数を数えて待つてみたとかの表記がしばしば見えている。京都から徒歩で伊勢まで往復すると、およそ八日前後かかるということとを、この時代の人々は認知している。ただそれだけではなく、ほとんど金銭を用意せずに家出した者が、八日前後の無銭旅行をして京都まで帰ってこれるとも認めていることになる。犯罪をも犯さずにである。無事に戻ってくれ

ばまた元の秩序世界に受け入れてあげること前提のようである。無断の家出であっても、旅程に近く帰宅すれば、奉行所への届けは出されない訳である。

伊勢参宮と家出との結びつきには、この時代の人々の様々な思いや価値観、社会的背景が深くからんでいる。まず伊勢参宮が市民社会のなかで、信仰と娯楽と息抜きなど多様な価値意識を伴いながら、深く広く親しまれていることが見える。実は正徳元年より六年ほどさかのぼった宝永二年（一七〇五）に、京都の人々は大規模な宝永の抜け参りを体験し、いまだ新鮮な記憶を温めている時期の出来事でもある。京都から発生したといわれる抜け参宮は、何の用意もせず若年者や女性が中心となつて、沿道の人々の施行を受けながら多くの人々がいわゆるおかげまいりをしたという。<sup>40</sup> 家出事件にとつてこの宝永のおかげまいりの市民的記憶は、きわめて重要な考察点になる。加えて宝永のおかげまいりの前提として、元禄・宝永期には町人生活の経済的成長から、信仰と娯楽を兼ねた楽しい伊勢参りの旅が、富裕層には一般化しつつあったことも推察しておく必要があるだろう。

参宮をからめてみることで、家出の理解にも少し切り込

むことができるようである。先にも述べたが、伊勢参りに行つて無事に帰つてくれば、家出として届け出ることはない。すなわち伊勢参宮の家出は、家出事件にはならない。八日前後か、少し日延べして十日くらいの出奔でも、帰つて来ることが想定されれば、家出とは考えないという意識が社会的に成立していたといえそうである。言い換えれば、家出は何処に行つたか分からない、いつ帰ってくるか想定できない突発的行動を家出と定義づけできそうである。

さらに参宮家出は、信仰という観念を含んで、複雑な様相をみせている。あらかじめ準備をした参宮か、無断で飛び出した旅かは別にして、伊勢神宮への参拝という信仰行為は尊く、もしこれを妨害する者には神罰が下るという考え方がこの時代には成立しており、『伊勢大神宮統神異記』<sup>41</sup>などがその片鱗を伝えている。家出の抜け参りであれ、伊勢に参拝した者を罰してはならないという俗信であるが、市民的認知を得ていたようである。無断とはいえ伊勢参拝した者を、親や雇い主が罰したりすることはない。こうした考えは、視点を変えたと、「伊勢参宮」とさえ言えば家出も許されるという理解を呼び込む。家出の届け書に類出す参宮の文字は、ひよつとすると便宜的に利用されてい

るかもしれない。実際に伊勢まで旅をしていなくても、参宮してきたと言えば、届け出れば、社会的にも寛容されるから、多用されているのかもしれない。しかし、そうした認識の背景には、抜け参りの実態が広範に存在していることが必要であることを前提としなければならぬだろう。『番日記』に記載されない伊勢参宮の家出事件は多発していた、と推測してもいいのではないか。働き盛りだけれど社会的に恵まれない階層の人々の参宮家出は、なぜ頻発したのか、どのような社会的・時代的背景があったのか、最後に考察しておきたい。

## (八) 町人社会の発展とひずみ

いわゆる元禄時代は、町人の経済が発展し、経済生活の躍動ぶりを反映した文化が形成されたといわれる。ただ食べて生きるだけではない、生きる喜びや新たな文化的欲求を庶民レベルで充足させる元禄文化を生み出した社会、それが一八世紀へと町人の世紀の幕を開けた。厳密には、元禄年間だけでなく、天和・貞享の一六八〇年代からすでにその様相が見え、一八世紀に入ると確実に町人の都市が時

代や社会をリードするようになる。

一八世紀の都市民たちは、四季折々の年中行事を楽しみ、花見や紅葉狩り、潮干狩りなどの行楽へと積極的に出かけ、芝居・演劇を見たり、浮世絵を買って鑑賞し、浮世草子を読み、社寺参詣や旅に出かけたり、また子どもたちにはおもちやを与え、寺子屋に通わせる教育をも、自分たちの楽しみとした。こうした順風満帆に見える町人社会のなかで、豊かになって都市生活を楽しむ階層と、働けど働けど苦しい生活を余儀なくされる階層とが形成され、都市社会の歪みが目に見えるかたちで出現してきていた。少し斜めからの切り口になるかもしれないが、奉公人問題から分析してみよう。

宝永三年（一七〇六）四月、京都町奉行所は奉公人の雇用に關する町触れ<sup>12</sup>を出した。

### 覚

西陣織屋共召抱候織手糸くり奉公人、壹年切半年切、又八年季相極奉公ニ召抱候処、請状極之通不相勤、外之織屋江有付候族多有之由、西陣組頭年寄共訴之、不届候、主人相对之上ハ各別、主人得心も無之候もの、

年季之内外江有付候ハ、吟味之上本人請人共可為曲  
事候条、向後年季約束之通、急度可相勤候事

但、奉公人抱候節、先主人方ニ構無之哉否之訳承

届、可召抱候、且又奉公人合点茂不致内、請人

馴合、請状相極候儀有之候ハ、主人可為越度事

右之通相守候様ニ、西陣其外織屋商売仕候もの共江、  
可相触者也

戌 四月

この法令が示す奉公人の雇用をめぐる状況を整理すると、西陣の織屋奉公人たちが年季奉公の約束期間を満了する前に、ほかの織屋へ奉公先を鞍替えする事態が多発している実態があるという。奉公先の主人が知らないうちに、奉公人が引き抜かれて、新しい奉公先へと雇われていくことが多くというのである。ひどい場合は、奉公人も知らないうちに、新しい奉公先の主人と奉公人の身元請け人が内談して、奉公先を勝手に決めて年季奉公の契約をしてしまうこともある。こうした状況は、西陣機業隆盛を背景に奉公人の争奪合戦が激化していることを示している。西陣織業界における労働力（奉公人）不足の実態を伝えている史

料でもある。しかもこの法令は、宝永二年閏四月の京都から発生した大規模なおかげまいりから、ほぼ一年後に発令されている。

宝永のおかげまいりは、年少者や女性が多く参加したといわれるが、奉公人などの下級労働者も、家族や雇用主に無断で抜け参りに数多く出かけたことであろう。抜け参りの体験が、日常の雇用関係のなかで転職や家出同然の再就職へとつながったという場合もあったかもしれない。右の奉公人問題の底流に、奉公人自らの意志発動も見られたであろう。しかしその労働環境は、決して下層民に有利な状況ではなかった。そのことは右の法令の追加文言の奉公人自身の了解もなく単なる労働力として雇用されていくという実態に示されている。

庶民の富裕層では、芝居見物や社寺参詣、衣食、遊びなどを楽しむ余裕を獲得しつつあるのに、下層民たちは貧しくて、働いても頑張っても生活の向上が望めない日々をしいられている。そんな歪みの構図が都市社会に形成されていた。そのことを、奉公人争奪問題は伝えているのだと考える。とりわけこの時期の町人の楽しみのひとつが、伊勢参りに代表される旅であった。伊勢参りに行って楽しかつ

た、おもしろかった、という伊勢のお参りや接待の土産話は、町人社会では目新らしくてとびきりの話題だった。井原西鶴の『西鶴織留』の巻四「諸国の人を見しるは伊勢」がそのあたりの情況を見事に語っている。

伊勢参りは町人社会ではとっておきの話題であり、そうした町人の時代の到来を、下層民たちは肌近いところで見聞きしていた。だが、下層民の経済状況では、楽しい伊勢参りなど願望がかなえられる見込みはない。しかし伊勢へは行ってみたい。宝永二年のおかげまいるの発生は、そうした社会の歪みのなかでの出来事として理解されるべきだろう。

おかげまいるに出遅れた人々は、その後大勢ではなく個々別々に家出して、抜け参りへと向かった。京都という都市にはそれを認める気風があり、伊勢への沿道には接待として抜け参りの人々を支える心と経済力があつたといふべきであろう。抜け参りは突発的ではあるが、何日か待てばまた帰つて来る、伊勢へはなんとか無銭でも行ってこれるといふ認識も、当代の社会には一般化していた。伊勢への抜け参りを家出とは考えないという考え方も定着していたといえよう。また、鬱積する下層民たちの雇用実態への

困苦に対する「ガス抜き」のような役割を抜け参りの家出は担わされていたのかもしれない。

#### 〔補注〕

(1) 『古久保家文書』は江戸時代の京都の町の行政に深く関与した上町代古久保家に伝存された文書であり、京都府立総合資料館に所蔵されていて、公開されている。『番日記』は古久保家固有の記録ではないが、京都町奉行所の町代部屋と俗称される場所で町代役の公務として書きとめられた当番日記であり、様々な市井の出来事が記されている。本稿では京都市歴史資料館収蔵のマイクロ写真版史料を解説し、使用している。

(2) 『番日記』と略称するが、原本は「諸事日記」の表題となっている。この届けは正徳元年七月五日の最初の記事として書きとめられている。

(3) 『番日記』正徳元年七月五日条。前述の孫兵衛家出の記載と同日付ながら、三太郎一件は筆跡が異なるので、書き手が交代していることがわかる。

(4) 『番日記』正徳二年正月七日条。『番日記』の簿冊は二年正月で改まっているが、始めの何丁かは、破れ、虫食い、焼けのような状態で、解説不能部分が多い。大工甚三郎の家は一七、八年以前から「金子御拝借」「買懸り六貫目余」もあつたこと、二度にわたる搜索の模様等が他よりも詳しく書き

留められている。

(5) 『番日記』正徳二年正月七日条。「番日記」の記載順では、勘兵衛の家出の方が甚三郎の記事の直前に収められている。

(6) 『番日記』正徳二年正月八日条。

(7) 『番日記』正徳二年正月八日条。八日付けの記載事件は五件あり、家出が二件、裁判一件、キリシタン類族の病死一件、行き倒れ事件一件であった。

(8) 『番日記』正徳元年九月朔日条。

(9) 『番日記』正徳元年九月二四日条。一ヶ月にわたる家出の結末であるが、単なる家出としての要件しか記録では見えない。九月朔日の届けを出していなければ、この記述の届けもなかったことであろう。

(10) 『番日記』正徳元年九月二二日条。本文で紹介した以上の記載は、原文でも見られない。

(11) 『番日記』正徳元年七月一七日条。「木綿鳴織弟子奉公人りん申廿八才ニ成候者、当五月廿二日抜参宮仕候由ニ而無断罷出候二付、日数相待候へ共帰り不申候故、六月五日御断申上候」と、前回届け出のことが一七日条のなかに記されている。

(12) 『番日記』正徳二年一月一三日条。

(13) 『番日記』正徳二年一月一四日条。新たな家出人に関する情報が得られた場合は、届けは最初の届けとは異なり、なるべく早く奉行所に届け出ることが要請されていたようである。

(14) 『番日記』正徳二年二月初日条。

(15) 『番日記』正徳二年二月五日条。喜平次は前年七月からこの年一月までの半期約束の年季奉公人であり、年季があける直前の出来事であった。

(16) 『番日記』正徳元年七月一八日条。金子一〇両は大金であるが、兄と弟の関係からか、窃盗との届けではなく、家出事件として扱われている。

(17) 『番日記』正徳元年七月二一日条。

(18) 『番日記』正徳元年七月四日・一八日条。よりいと屋善兵衛の家出は六月二二日、その届け出が同二四日、この日奉行所からはより糸屋善兵衛の道具を改めておくことと、二才の女子の養育は町中であたるよう指示された。残された女の子の病状が悪化したという届け出が七月四日で、この日は「無油断看病いたし候様ニ」の指示があった。一八日の届けは女子の病死の届け出であるが、この間に町内会から病弱女子を養子に出したいとの動きがあったようであるが、『番日記』では確認できなかった。

(19) 『番日記』正徳元年七月一八日条。

(20) 『番日記』では、家出の届けの記載のあと、「御断り申上候得者、野村与一兵衛様御取次ニ而断之段被聞置候、東御屋敷へ申上候」などのように奉行所での扱いの文言が付けられているが、この部分が省略されている場合も少なくはない。

(21) 捨て子は捨てられていた町単位に養育するという捨て子養育のシステムが形成されているので、町内会単位で捨て子

一件の記録が詳細に書き残されていることが多い。

- (22) 『番日記』 正徳元年七月八日条。書き出しは「樵木町三条上ル大坂町軒切死丹浄味俸本人同前吉右衛門智さこ夫人形や七兵衛嫡男浄心と申式拾参歳二成候者、父一所二罷在候処、当月朔日与風罷出有所知不申候二付、同四日申上候得者」と書かれている。

(23) 同前

- (24) 『番日記』 正徳元年七月六日条によつて朔日の家出を確認したが、七月朔日から三日までの記載は「正徳元卯秋 諸事日記」の表紙を持つ本帳冊子写真版では収録されていない。届け出人は、菅大臣町の年寄と町の者共となっている。

- (25) 『番日記』 正徳元年七月九日条。ここでは届け出人は「醒井通五条上ル町之者二而御座候」となっている。

(26) 『番日記』 正徳二年三月六日条。

(27) 『番日記』 正徳二年一月一六日条。

(28) 『番日記』 正徳二年一月一七日条。

- (29) 『番日記』 正徳二年三月一五日条。奉公人ではないが、一三歳の息子の家出は『番日記』の記載ではきわめて珍しい例である。しかし宝永二年のおかげまいりでは一〇歳前後の年少者の参宮が知られているので、一三歳の少年が参宮を希望していたことに、家人たちも大きな違和感はなかったようである。

(30) 『番日記』には甚三郎の家出に関する届けは、正徳二年正月の七日、九日、一〇日と三回記されている。

(31) 『番日記』 正徳二年正月一〇日条。

- (32) 『番日記』 正徳二年正月一〇日条。大工甚三郎の記事の直後に七右衛門帰宅の記事がある。どちらにも二人の参宮のことが書かれている。

(33) 『番日記』 正徳元年八月四日条。「身上為持江戸江罷下り之由」とある。

(34) 一八世紀のこの時期に、江戸へ出て働けば何とかなるかも知れないという江戸の評価を若者が持っていた事には注目しておきたい。

(35) 『番日記』 正徳元年七月二七日条に「昨年三月四日の家出と、同年三月八日の届け出のことが記載されている。

(36) 『番日記』 正徳元年七月二七日条。二二日帰宅で二七日届け出はかなり遅い届け出であるが、そのことを配慮したのか、亀之助を同道して届けている。

(37) 『番日記』 正徳元年八月二一日条。昨年九月一八日の家出、一〇月二日届け出、今年八月二〇日の帰宅など、いささつが改めて記されている。

(38) 『番日記』 正徳二年一月一九日条。

(39) 同前。これも古い出来事であるが、昨年七月五日の家出、同一〇日の届け出などを記載している。

(40) 宝永二年の大規模な抜け参りも明和八年（一七七二）、文政一三年（一八三〇）ととともにおかげまいりとされるが、厳密には宝永二年にはおかげまいりの語はまだなく、抜け参りと称されたが、ここでは一般的な呼称としておかげ

まいりとしておく。『抜参善悪教訓鑑』や『百一録』などの記録があるが、本居宣長の『玉勝間』『大神宮御蔭参り』の項に「ある物に、宝永二年伊勢の大神宮におかけ参りとて、国々の人共おびた、しくまうづる事の有し、(中略)凡閏四月九日より五月廿九日まで五十日の間、すべて三百六十二万人也」とある。

(41) 『伊勢大神宮続神異記』の一例「紀州若山新町りせん町、酒屋の何某が家来三四郎といふ者、伊勢参りをこゝろざしいとまもなしに逸いできるを、主人立腹のあまりに、よびかへしいろいろてうちやくして、そのち酒蔵へいれ置しを、近所のもの主人に云宥め、蔵よりいだしけるが、ふしぎや神のとがめにて五月五日の七つ時分より酒蔵くすれしおと、心目をおとろかしけり。彼三四郎は無事なるを慥に見し人参宮してかたりぬ、善悪のむくひ、かげひびきのごとしとは、かく事とやいひつらん、よくよく慎み恐るべし」。『伊勢大神宮続神異記』にはこうした神罰を蒙った話や、御神徳によつて病氣や障害が改善したという話が多く収められている。

(42) 『京都町触集成』所収。この法令は以後の奉公人問題の基本的法令として、しばしば町触の中で引用されている。

(43) 『西鶴織留』は西鶴の遺稿を弟子の団水が編集したもので、元禄七年の刊であるが、元禄初年ころの伊勢の賑わいや当代の人々の伊勢観をよく伝えている。